

関税定率法等の一部を改正する法律の一部の施行  
に伴う関係政令の整備等に関する政令案要綱

- 1 . 関税定率法等の一部改正に伴い、次により関係政令の整備を行うこととする。
  - (1) 無申告加算税を課さない場合を定めるとともに、無申告加算税が加重される場合の重加算税の賦課の方法を定めることとする。( 関税法施行令第 9 条の 3 及び第 9 条の 4 関係 )
  - (2) 特許権を侵害する物品等に係る輸出してはならない貨物の認定手続の規定の整備を行うこととする。( 関税法施行令第 6 2 条の 2 ~ 第 6 2 条の 3 3 関係 )
- 2 . 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律( 平成 1 8 年法律第 7 7 号 ) の施行に伴い、「認定子ども園」の関税定率法第 1 5 条第 1 項第 1 号の規定により関税が免除される施設への追加等を行うこととする。( 関税定率法施行令第 1 7 条及び第 6 5 条関係 )
- 3 . 関税割当制度が適用されている物品 2 0 品目のうち、特定の乾燥した豆等 4 品目について、平成 1 8 年度下期の関税割当数量を定めることとする。( 関税割当制度に関する政令別表関係 )
- 4 . その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 5 . この政令は、平成 1 9 年 1 月 1 日から施行することとする。ただし、2 . については就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行の日( 平成 1 8 年 1 0 月 1 日 ) から、3 . については平成 1 8 年 1 0 月 1 日から施行することとする。